

要
期限内
処分

低濃度PCB廃棄物 **2027年** **3月31日**まで

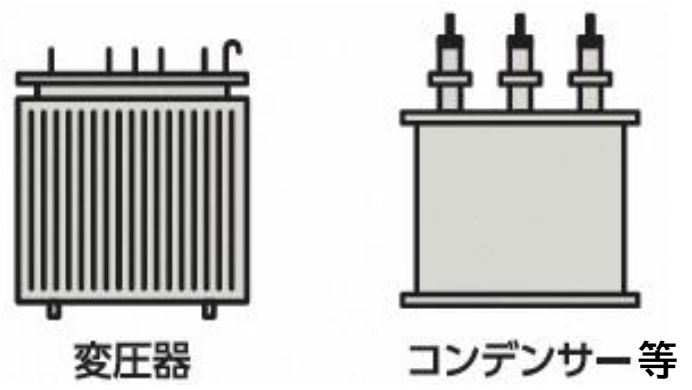
汚染されている
かもしれません... **古い電気機器は、残っていませんか？ 今すぐ確認を！**

PCBとは？
(ポリ塩化ビフェニル)

電気機器の絶縁油など、様々な用途で使用されていた**人体に有害な物質**です。

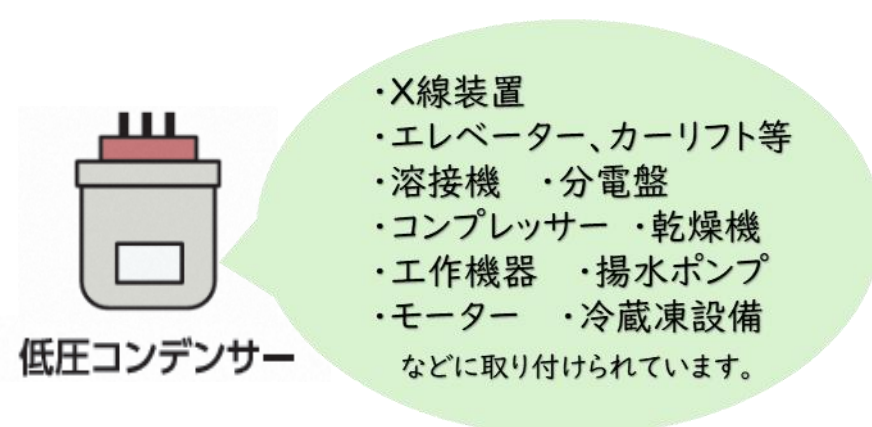
【 PCB含有の可能性のある電機機器等の例 】

① 自家用電気工作物



※使用中の電気設備等は感電の恐れがあり大変危険です。
機器の調査は必ず電気主任技術者等に依頼してください。

② 非自家用電気工作物



③ 照明器具



関係資料情報 (詳細は各種資料をご確認ください)

※リーフレット画像をクリックすると
内容を見ることができます。

低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き

- 製造後30年以上経過した古い電気機器の絶縁油は、PCBにより汚染されている可能性があります。
- こうした機器のうちPCB濃度が0.5mg/kg(=ppm)を超え5,000mg/kg以下のものは低濃度のPCBにより汚染された機器に該当します。これを廃棄する場合は、**低濃度PCB廃棄物**としてPCB処理法において令和6年(2027年)3月31日までに処分しなければなりません。古い電気機器等の所有者はすみやかに施設内の電気設備や倉庫等を点検し、該当の電気機器がないか確認してください。
- PCB汚染の可能性のある電気機器には、自家用電気工作物の変圧器や電力用コンデンサー等の他に、電気溶接機、X線照射装置、昇降機、分電盤、モーターなどに付属又は内蔵する低圧コンデンサーがあります。
- 出荷時点においてPCB汚染の可能性のある電気機器の製造時期は次のとおりです。まず電気機器の銘板情報等から製造年を確認し、メーカーに問い合わせるか、絶縁油の採取可能な機器は採取してPCB濃度を測定してください。

絶縁油の交換可能な変圧器等：平成5年(1993年)以前
絶縁油封じ切り機器(コンデンサー等)：平成2年(1990年)以前

また、将来的に廃棄される予定の低濃度PCB廃棄物も含め、PCB特措法に基づいて電機製品の回収をおこないます。なお、使用済の自家用電気工作物がPCBに汚染されたものであった場合は、電気事業法の電気関係報告規則に従って管轄の経済産業省産業保安監督部に届出をしてください。

※低濃度PCB廃棄物には、PCBを原料の用に使用した絶縁油等を除き、PCBを原料の用に使用した絶縁油等が混入している場合があります。PCB廃棄物には、PCBを原料の用に使用した絶縁油等が混入している場合があります。PCB廃棄物には、PCBを原料の用に使用した絶縁油等が混入している場合があります。

※調査方法等の詳細は「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き(技術者向け印刷版)」を参照してください。

環境省 経済産業省



調べて適切に処分！
低濃度PCB廃棄物

廃棄物や古い電気機器に低濃度PCBが混入しているかもしれません。PCB廃棄物は処分期間までに処分が必要です。

いますぐ調査をお願いいたします。

低濃度PCB廃棄物の例 /
変圧器 コンデンサー 低圧コンデンサー

まずは、現在お使いの古い電気機器をご確認ください！

低濃度PCB廃棄物の処分期限
令和9年(2027年)3月31日まで

環境省



ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて

PCB廃棄物は定められた処分期間までに処分しなければなりません。高濃度PCB廃棄物は、期限を過ぎると事業上処分することができなくなります。

高濃度PCB廃棄物の処分期間

地域	処分期間
北海道・東北・関東	2023年3月31日(処分期間終了)
北九州	2021年3月31日(処分期間終了)
九州	2022年3月31日(処分期間終了)
中部	2022年3月31日(処分期間終了)
近畿	2022年3月31日(処分期間終了)
中国	2022年3月31日(処分期間終了)
四国	2022年3月31日(処分期間終了)
沖縄	2022年3月31日(処分期間終了)

低濃度PCB廃棄物の処分期間 2027年3月31日

環境省 経済産業省



安定器のPCB使用・不使用の判別

LED照明器具 水銀灯器具 蛍光灯器具

令和6年7月
JESCO 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

ご説明の内容

- 1 用語について
- 2 光源、照明器具、安定器について
- 3 照明器具のPCB調査の手順
- 4 PCB使用照明器具・安定器の判別方法
- 5 クランプメータでの力率測定による判別方法
- 6 バランス台による判別方法

参考
・PCB使用安定器の発見事例
・コンデンサー外付け安定器の分解又は解体
・東芝・日立関係安定器について
・ネオトランスの判別方法



※一部の機器については、メーカー見解等の変更により**汚染可能性の期間が延長**されているものがありますので、古い電気機器類を廃棄する際には、都度、PCB廃棄物に該当するか確認する必要があります。(メーカー照会、濃度分析調査等)

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
低濃度PCB助成金コールセンター TEL: 098-995-7100
受付時間 月～金 10時～12時/13時～17時
(祝日年末年始を除く)
mail: joseikin@sanpainet.or.jp
URL: <https://www.sanpainet.or.jp/joseikin>



令和7年4月1日から
助成制度が
スタートしました。
(予算には限りがあります。)

PCB廃棄物を取り扱う際の留意事項 Q&A



Q 1 PCB廃棄物の濃度区分(高濃度・低濃度)について教えてほしい。

A 1

廃棄物の区分	PCBの濃度区分
高濃度PCB廃棄物	5,000mg/kg(5,000ppm=0.5%)を超えるもの
低濃度PCB廃棄物	0.5mg/kg(0.5ppm=0.00005%)を超え5,000mg/kg以下のもの ※ただし、塗膜くずや感圧複写紙のように可燃性のPCB汚染物については、100,000mg/kg(100,000ppm=10%)を境に高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されています。
普通の産業廃棄物	0.5mg/kg以下のもの

Q 2 PCB廃棄物の処理責任は誰にあるの？

A 2 PCB特別措置法※1には、「その事業活動に伴ってPCB廃棄物を保管する事業者(保管事業者)は、そのPCB廃棄物を自らの責任において确实かつ適正に処理しなければならない」と定められています。

※1 PCB特別措置法：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)

●保管事業者とは？

事業の用に供する設備としてPCB含有機器類を設置又は使用し、同機器類を廃棄する者(機器類の所有者、建物の所有者等)

【注】実質的な処理責任者は、PCB含有機器等が廃棄物になった時期等によって判断することとなりますので、不明な場合は管轄の自治体へお問い合わせください。

Q 3 建設工事等※2に伴い生じたPCB廃棄物(残置物を含む)は、元請業者や下請業者が処理(保管、収集・運搬、処分)してもいいの？

※2 建設工事等：解体工事、改修工事、電気工事等の各種工事のこと

A 3 工事業者がPCB廃棄物を処理(保管、収集・運搬、処分)することはできません。PCB廃棄物は、「特別管理産業廃棄物」に区分されており、特定の処理業者※3に委託して処理しなければなりません。また、PCB特別措置法において**譲受け及び譲渡しが制限※4**されており、機器類の所有者等が処理する必要があります。建設工事等に伴いPCB廃棄物が生じた場合は、速やかに発注者等へ報告し、適切な処理を行うようお伝えいただくとともに、管轄の自治体へ連絡するようご案内をお願いします。

※3 特定の処理業者：PCB廃棄物等が事業範囲に含まれる収集運搬業者、国の認定を受けた無害化処理施設又は都道府県等の許可を受けた処分業者

※4 PCB廃棄物の确实かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合を除く

(譲渡し及び譲受けの制限)

第17条 何人も、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の确实かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合のほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

Q 4 PCB廃棄物(疑いがあるものを含む)が発見されたら、どうしたらいいの？

A 4 PCB廃棄物の保管事業者は、機器の種類に応じて関係機関や自治体への届出及び期限内処分が義務付けられています。速やかに管轄の自治体へご連絡ください。

●自家用電気工作物(変電設備)

- ①管轄する自治体※5へ届出※6が必要(翌年度6月末まで)
- ②産業保安監督部へ遅滞なく届出が必要(廃止届出書)

●非自家用電気工作物

- ①管轄する自治体へ届出が必要(翌年度6月末まで)

※5 那覇市内の事業場に保管している場合 → 那覇市環境政策課
那覇市外の事業場に保管している場合 → 管轄の保健所



※6 詳細は、[那覇市ホームページ](#)をご覧ください。



～PCB廃棄物の保管事業者、各種工事会社様へのお願い～

- 1 各種工事(解体工事、修繕工事、電気工事等)にあたっては、PCB廃棄物に係るトラブルや不適正処理等を未然に防止するため、事前に発注者等にPCB廃棄物の処理責任についてご説明のうえ、PCB廃棄物が確認された場合の対応について取り決めるようお願いします。
- 2 PCB含有の可能性のある機器類の廃棄にあたっては、あらかじめメーカーへの照会やPCB濃度の分析調査等によりPCB廃棄物に該当するか確認し、適正に処分するようお願いします。